

## 限度額適用認定証の更新申請について

国民健康保険(国保)加入者の方からの申請に基づき交付している「限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)」(以下、認定証)の有効期限は、7月31日までとなっています。継続して交付を希望する方は、町民課で申請してください。

### ▶持参するもの

国民健康保険被保険者証、本人確認書類(運転免許証等)、マイナンバーが確認できるもの

### 限度額適用認定証等について

医療費が高額になると見込まれる場合は、認定証を医療機関の窓口で提示すると、1カ月(月単位)の医療費が、自己負担限度額までの支払いとなります。限度額は、世帯の所得状況に応じて決定されます。なお、認定証は申請した月の初日から有効となります。月をさかのぼって発行することはできませんのでご注意ください。また、国保税に滞納のある世帯は、認定証が交付できない場合があります。

### ▶70歳～74歳の方へ

次の①②のいずれかに該当する方が、医療機関での支払いを自己負担限度額までとするためには、認定証の申請が必要です。

- ①住民税非課税世帯の方
  - ②住民税課税世帯で課税所得が145万円以上690万円未満の方
- ※①②に該当しない方は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が認定証の代わりになるため、申請は不要です。

### ▶その他

オンライン資格確認が利用可能な医療機関等では、本人が同意した場合は認定証がなくても、受診時の支払いが自己負担限度額までとなります。

☎ 町民課 (☎ 581・2121内線113～115)

## 国民健康保険税の納税通知書を発送します！

令和5年度の国民健康保険(国保)税の納税通知書、または特別徴収税額通知書を7月14日(金)に発送します。納期限内の納付をお願いします。

なお、納め方は「普通徴収(納付書または口座振替)」と「特別徴収(年金からの差し引き)」の2種類があります。また、国保からはかの健康保険に切り替わった際は、速やかに町民課で国保の脱退手続きを行ってください。脱退手続きを行っていない場合、国保税が課税されますのでご注意ください。

### ▶送付は世帯主宛て

納税通知書等は世帯主宛てに送付します。世帯主本人が国保に加入していなくても、世帯の中に加入者が一人でもいれば、国保税の納税義務者は世帯主となります。

### ▶国保税の算定方法

国保税は、国保加入者の前年の所得額や当該年度の固定資産税額、人数等に応じて世帯単位で算定されます。詳しくは、町公式ホームページまたは同封のパンフレットをご覧ください。

### ●令和5年度国保税の課税限度額が変更されました

#### ▶国保税の課税限度額表

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
(変更前) 令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円
(変更後) 令和5年度	65万円	22万円	17万円	104万円

### ●新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免制度は、令和5年度から廃止となりました。

### ●納付書は、金融機関窓口、コンビニエンスストア以外にも、バーコードまたはQRコードを利用したキャッシュレス決済でも納付可能です。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

☎ 税務課 (☎ 581・2121内線154～156)

### お知らせ ナンバープレート交付について

『道路交通法』の改正に伴い「特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)に取り付けるナンバープレートの交付を開始しました。

### ▶対象車両

電動キックボード等のうち、外部電源により供給される電気を原動力とするもので、次の①～③の要件すべてに該当するもの

- ①原動機の定格出力が0.60キロワット以下
- ②長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下
- ③最高速度が20キロメートル毎時以下

### ▶手続き

要件を満たすことが分かる証明書類を持参し、税務課へお越しください。

### 注意

従来の原動機付自転車と同様に、軽自動車税(種別割)がその車両の所有者に課税されます(年税額2,000円)。

☎ 税務課 (☎ 581・2121内線154～156)

### お知らせ 報告します！ 情報公開制度の運用状況

情報公開制度とは、町が保有している公文書を、町民をはじめとする皆さんの開示請求等により公開する制度です。町では「寄居町情報公開条例」に基づき、制度の適正な運用を図りながら、開かれた町政を推進しています。令和4年度の運用状況、公文書開示請求等の内容は次のとおりです。

### ▶情報公開制度

公文書開示請求	21件	開示	14件
		部分開示	5件
		不存在による不開示	2件
公文書任意開示申出	1件	開示	0件
		部分開示	0件
		不存在による不開示	1件
審査会の開催	開催なし(審査案件がなかったため)		

☎ 総務課 (☎ 581・2121内線311)

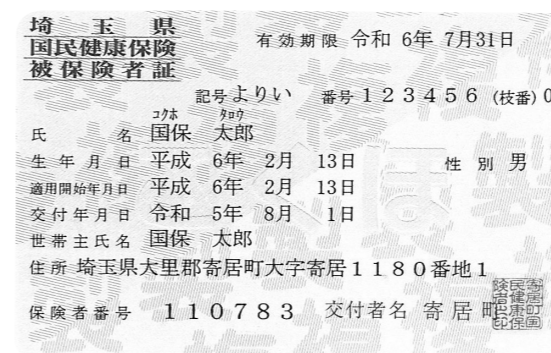
## 国民健康保険加入の皆さんへ 新しい国民健康保険被保険者証(被保険者証)を送付します！

現在交付している被保険者証の有効期限は、7月31日までとなっています。8月から有効の新しい被保険者証を、7月初旬から世帯ごとに特定記録郵便で送付します。

新しい被保険者証が届きましたら記載内容をご確認のうえ、8月1日から使用してください。現在の被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、ご自身で確実に処分してください。

### ▶新しい被保険者証等の有効期間

令和5年8月1日～令和6年7月31日



### ▶70歳～74歳の方へ

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方には、被保険者証と高齢受給者証が一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」(被保険者証兼高齢証)を送付します。医療費の負担割合が所得等の状況に応じて2割または3割となりますので、被保険者証兼高齢証に記載の負担割合をご確認ください。

### ▶社会保険等に加入された方へ

現在、社会保険等に加入しているにもかかわらず被保険者証が届いた方は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。詳しい手続き方法については、町公式ホームページでご確認ください。

### ▶マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

医療機関や薬局の窓口において、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。ただし、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、ご自身で事前登録をする必要があります。詳しい手続き方法については、国のマイナポータルサイトでご確認ください。なお、事前登録について支援が必要な方は、総合政策課で支援を行っています。

☎ 町民課 (☎ 581・2121内線113～115)